

災害救助法の見直しを求める意見書

令和元年10月12日に上陸した台風第19号は、東日本を中心に記録的な豪雨をもたらし、全国各地に甚大な被害を発生させた。

本市においても、河川の決壊・越流をはじめ、収穫後間もない大崎耕土を浸水し、甚大な被害をもたらした。さらには、多くの市民が浸水被害により長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、家財道具を失った人も少なくありません。そのため、被災者の暮らしを支えるきめ細かな施策を続けるとともに、住宅再建への支援を強めることが重要となっている。

しかしながら、災害救助法では、寝具、日用品、炊事用具及び食器などを給与する制度はあるものの、生活必需品とも言える洗濯機、冷蔵庫、テレビなどの家電製品は給与の対象外となっている。

今日では、洗濯機、冷蔵庫、テレビの家電3品目は生活必需品と言え、被災者が安心して生活するためには欠かせないものである。

よって、国及び政府においては、災害救助法を見直し、洗濯機、冷蔵庫及びテレビを給与の対象とするよう、強く要望する。

以上のとおり、地方自治法99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年3月16日

宮城県大崎市議会議長 佐藤和好

内閣総理大臣	}	殿
財務大臣		
総務大臣		
内閣府特命担当大臣 (防災担当)		
内閣官房長官		
衆議院議長		
参議院議長		